規則

学 校 職 員 \mathcal{O} 住 居 手当 に関する 規 則 0 ___ 部 を改正する規 則 をここに 公 布 する。

^{令和二年三月三十一日}

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の 住居 手当に関する 規則 昭昭 和 兀 十九年埼玉県教育委員会規 則 第 冗

の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千円」を「一万六千円」に改める

第十一条の次に次の一条を加える。

(令和三年四月一日における届出の特例)

第十二条 年 係 条例 る 行 委員会規則 支給され さ 育諸学校 改正 住 わ 項各号に る住宅を借 れ 居 れ て **令** 手当 条 た ** \ 場合 例 る学校職員 等 令 て 和元年埼玉県条例第二十四号) 第 附 該 に の教育職 和三年三月三十 11 り受け、 三則第五 係 12 + 当することとなる た住居手当に 四号) る は 同 項 員 項 当 で 該届 第六 家賃を支 あ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 給与 つて、 規 条に 保る 定に 出 · 等 日 を令 よる 払 ょ お 第六 ŧ 同 に に 5 り 11 \mathcal{O} 年 関 お 住居手 条第一 · 四 月 行 和 て準 に す て 11 わ 三 11 る 0 て れ 年 用 V る 附 特 学 _ た 届 する 当に関する 則第 項 t 日 校 几 T 别 月 は 12 措 職 \mathcal{O} \mathcal{O} 第六条 規定に 置 お 五. 出 \mathcal{O} 員 う 項 令 に と 日 11 \mathcal{O} ち、 4 に 和 7 \mathcal{O} 関 なす 第 規 規 ょ Ł す お 与 年三月 **\ 定 る条 に _ 則 ŋ 同 引 き続 項 行 日に 関 7 に **令** ょ わ 支給され す \mathcal{O} 例 三十 和二 規 条 れ き当該住居手当に る る \mathcal{O} た届 例 定 住 _ 条 に 年 _ 第 居手当を 部 例 日 ることとな ょ 埼 出 九 を改 及び 条の る 玉 に **令** 県 お 正 教 六 支 する 出 和 1 務 第 育 元 7

附則

 \sum \mathcal{O} 則 は 令 和 年 兀 月 日 カュ 6 施 行 す る。